

第13次
労働災害防止計画
(2018年度～2022年度)



はじめに

近年の状況を見ると、労働災害による死者数こそ減少しているものの、いまだその水準は低いとはいはず、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力の高齢化もあって、労働災害による休業4日以上の死傷者数に至っては、かつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められています。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、過労死研究の推進とその成果を活用しつつ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められています。このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっています。

その他、大規模な自然災害による被害からの復旧・復興工事や東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業における安全衛生の確保はもとより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、我が国全体の安全や健康への意識の底上げにつなげていくことも考えられます。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止計画」を策定しました。

もくじ

計画が目指す社会／計画期間／計画の目標	3
安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	4
計画の重点事項	6
1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進	6
2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	7
3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	9
4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	12
5 化学物質等による健康障害防止対策の推進	13
6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	16
7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	17
8 国民全体の安全・健康意識の高揚等	17